


# 修理など水道工事のお申し込みは

## ご家庭の水道工事は 指定給水装置工事事業者へ

給水装置の新設・撤去・改造・修理等の水道工事は**指定給水装置工事事業者**へお申し込みください。指定給水装置工事事業者以外で工事を行うと違反となり、工事をやり直していただくたり、水を止めることもあります。

指定給水装置工事事業者がご不明なときは、電話受付センター(17ページ参照)またはお住まいの区を担当する配水管理課(18ページ参照)にお問い合わせください。

 **水道なるほど講座**  
**指定給水装置工事事業者とは…**

札幌市では、市民の皆さまに安全でおいしい水道水を供給するために、給水装置工事を適正に行うことができると認められた事業者を水道法に基づいて指定しています。

ホームページでもご確認できます。

[札幌水道](#) [指定事業者](#) 🔍 検索

## 工事をお申し込みの際には

次のような点にご注意ください。

- 希望する内容の工事を行うことができる指定給水装置工事事業者であることをよく確認してください。
- 複数社の見積書を取るなど、納得できる指定給水装置工事事業者をお選びください。

見積り・出張費等有料となる場合もありますので、事前にご確認ください。

## 水道利用加入金

新しく水道をつけたり、水道メーターの口径を大きくする改造工事をされる場合は、工事費とは別に水道利用加入金が必要です。指定する納入期限までに納入してください。

水道利用加入金表

メーター口径	加入金(消費税10%込)
13mm	61,600円
20mm	176,000円
25mm	313,500円
40mm	990,000円
50mm	1,782,000円
75mm	4,950,000円
100mm	10,120,000円
150mm	28,600,000円
200mm以上	別に定める額*

\*水道事業管理者(水道局)が別途定めています。

## ⚠️ ニセ水道局職員にご注意を!

水道局職員を装ったり、水道局から依頼されたと偽って、浄水器の設置や屋内配管の取替・清掃などを行い、料金を請求する悪質な訪問販売や電話勧誘が後を絶ちません。水道局では以下のような行為は行っていません。

- 蛇口や水道管などの修理や水質検査、漏水検査などを行ってお金をいただくこと。
- 浄水器の販売・斡旋や屋内水道管の取り替え等の工事契約を行うこと。



不審に思われる場合には、水道局職員の身分を証明するものの提示を求めていただくか、お住まいの区を担当する配水管理課(18ページ参照)にお問い合わせください。

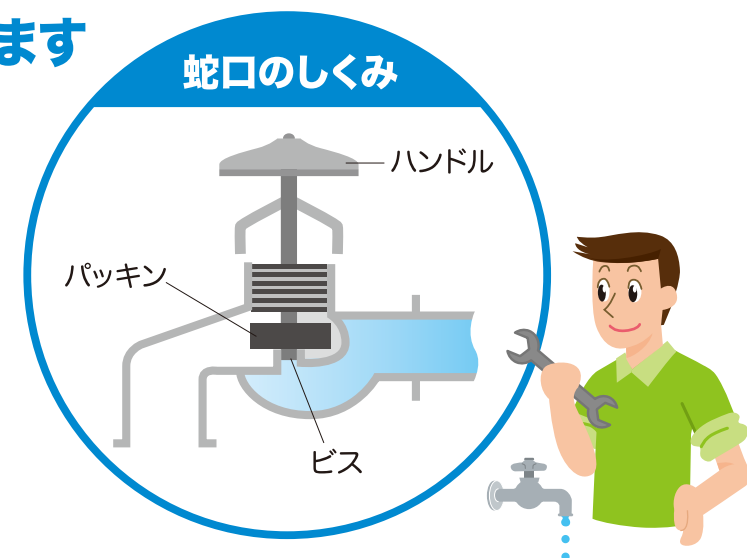
# 蛇口パッキンの取り替え方

## ご家庭でも簡単に取り替えられます

蛇口からの水漏れは、蛇口の中にあるパッキンがすり減ったためにおこります。

パッキンを新しいものに取り替えると、蛇口の水漏れは簡単に直ります。

※パッキン・ビスは指定給水装置工事事業者や金物店、ホームセンターなどで販売しています。



## 取り替え方手順

**手順1**



凍結防止用の水抜き栓を閉め、水を落とし、蛇口から水が出ないことを確認します。

**手順2**



蛇口を全開にし、スパナを蛇口の頭部にかけて左に回します。

**手順3**



蛇口の頭部を取りはずします。

**手順4**



蛇口の頭部にはパッキン・ビスが組み合わされています。

**手順5**



ドライバーでビスを取りはずし、パッキンを新しいものと取り替えます。

**手順6**



蛇口の頭部をはめ、手で2~3回回してからハンドルをよく閉め、スパナで完全に固定します。

**手順7**



これで完了。水抜き栓を開けて水を出してください。

